

連結ベースの財務健全性基準について

I. 経緯

保険会社の連結ベースのソルベンシー・マージン比率（連結 SM 比率）については、今次金融危機の教訓としてグループ内他社の経営悪化が保険会社に与える影響を的確に把握すること等を目的として、平成 22 年 5 月に導入についての法律が成立したところである。今般、具体的な計算方法を定めるための保険業法施行規則の改正等^{（注）}にかかるパブリックコメント募集を行うもの。

II. 主な具体的内容

1. 規制対象は、保険持株会社及び保険会社を頂点とする全ての保険グループとする。但し、①中間持株会社についての計算は対象外、②少額短期保険業者を頂点とするグループへの規制導入は当面見送り、とする。
2. 連結 SM 比率計算の対象範囲は、会計上の取り扱いに合わせる。ただし、今般の規制導入の経緯を踏まえ、金融子会社（銀行、証券等の子会社）については、常に連結 SM 比率計算の対象に含める（連結 SM 比率の分子であるマージンから資本控除とする取扱いも許容。）。
3. マージン（分子）の計算については、連結財務諸表の純資産を基として、単体 SM 比率のマージン（分子）と同様に計算する。但し、①のれん等は、純資産から控除（銀行規制と平仄を合わせた取扱い）、②海外保険子会社等の各種準備金等については海外規制でマージン算入が認められている場合に算入、とする。
4. 海外保険会社等のリスク（分母）の計算については、原則として単体 SM 比率のリスク（分母）と同様に計算する。但し、保険リスク、最低保証リスク及び資産運用リスクについては、連結 SM 比率の固有のリスク計算方法として、一定の簡便法及び海外規制に基づくリスク量を用いる方法を選択肢として導入。
また、他の業態（銀行又は証券会社等）の健全性規制に服している子会社については、当該健全性規制におけるリスク量の使用を許容。

III. 施行時期等

1 月 28 日から 3 月 1 日までパブリックコメントを募集し、3 月末めどで公布予定。単体 SM 比率の短期的見直しと合わせて平成 24 年 3 月期末から適用開始予定。

(注) 今般、改正等を行なう内閣府令等

- 保険業法施行規則（一部改正）
- 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（一部改正）
- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（一部改正）
- 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき、保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（新設）
- 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ハ関係（保険会社単体））等の規定に基づき、金融庁長官が定める額等を定める件（新設）
- 保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二等の規定に基づき、金融庁長官の定める算出方法を定める件（新設）
- 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づく保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（一部改正）
- 保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定める件（一部改正）
- 保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（一部改正）
- 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（一部改正）
- 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項の規定に基づく貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件（一部改正）

ソルベンシー・マージン比率とは？

- 保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで、「責任準備金(負債)」として積立てている。
- 一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えたリスク」に対しては「自己資本」・「準備金」で対応することとなる。
- ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標
- 保険会社の早め早めの経営改善への取組みを促すため、200%を下回ると早期是正措置命令を発動

[支払余力](マージン)

- ・ 資本金などの自己資本
- ・ 保険金の支払いの増加や資産の価格変動に対する準備金

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

[リスク](新基準)

- ・ 保険金の支払いが増加するリスク・・・大規模災害などにより保険金支払いが増加するリスク
- ・ 資産運用に関するリスク・・・運用環境の悪化による資産の減少や収入減のリスク
 - (例) 有価証券の価格が下落するリスク: $\Sigma(\text{対象資産残高} \times \text{リスク係数}) - \text{分散投資効果}$
 (リスク係数・・・国内株式20%、邦貨建債券2%など 分散投資効果・・・各社の資産ポートフォリオに基づき算出)
 - 運用収益が予定利率を下回るリスク: $\text{責任準備金残高} \times \text{予定利率別のリスク係数}$
 (リスク係数・・・例えば予定利率5%の契約であれば、生保3.015%、損保2.590%)
- ・ その他のリスク

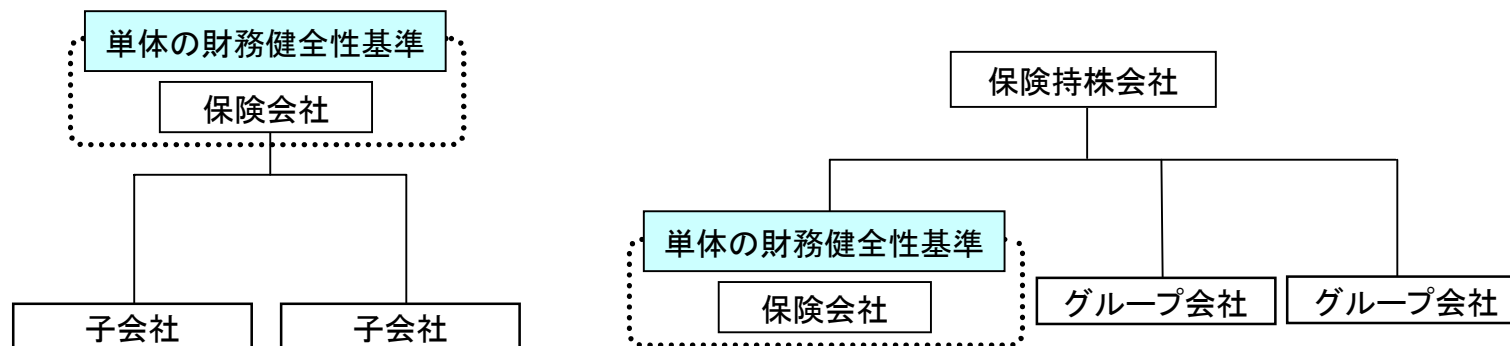
保険会社の連結財務規制

【参考資料②】

現 状

- 財務健全性基準(ソルベンシー・マージン基準)は保険会社単体のみ。

※監督上の措置(行政命令、報告徴求・検査)はグループ・ベースで導入済み。



連結財務健全性基準の導入

- 保険会社または保険持株会社を頂点とする全てのグループを対象として、連結財務健全性基準(連結ソルベンシー・マージン基準)を導入。

